

令和7年度版 尾花沢市補助事業一覧

市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。
事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。

※市税等の納付状況により該当しない場合があります。



地域づくり・地域活性化支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	若者が地域おこし事業をするとき	若者チャレンジ支援事業費補助金	概ね40歳以下の市民が構成する団体が自然や文化等の地域資源を活用し遊び感覚を盛り込みながら地域おこしを推進する事業費への補助（3カ年事業上限150万円）	◆市内コミュニティ団体等で、公益性、独創性、発展性、継続性があるもの	定住応援課 定住推進係 【内線211・212】
2	地域の生活道路(市道)を除雪するとき	生活道路除雪事業補助金	地域の生活道路(市道)の除雪経費に対する助成 ①除雪距離1mあたり1,200円以内 ②町内会等で維持管理している市道に設置した消雪施設の修繕経費の1/2（上限50万円）	◆市が行う除雪路線外で沿線に住居がある路線の除雪をする方等	建設課 維持管理係 【内線282・283】
3	雪対策をしたいとき	集落等雪対策支援事業費補助金	集落が行う雪対策費への補助 ①流雪溝を管理するための運営経費 ②自治会等における雪押場の確保に係る経費（経費の1/2、上限は各々10万円、②は1箇所あたり上限3,000円）	◆各自治会や流雪溝を管理するための団体等	建設課 維持管理係 【内線282・283】
4	地区等で防犯灯の電気料を支払ったときや、防犯灯を設置するとき	防犯灯電気料等補助金	地域の防犯灯に対し、以下にて助成 ①年度において支払った電気料金の1/2 ②防犯灯のLED化や新設工事に要する経費（1灯につき3万5千円限度）	◆町内会等が維持管理している防犯灯	建設課 維持管理係 【内線282・283】
5	地区等で市道を補修するとき	市道補修用資材支給事業	地域で市道を補修する際に、砕石、As再生材、生コンのいずれかを支給	◆市道3・4級の維持管理に必要な補修用資材 ※区長とりまとめのうえ、5月中旬に申請	建設課 維持管理係 【内線282・283】
6	地区等で一斉除排雪を行うとき	地域一斉除排雪事業	地域一斉除排雪に取り組む集落に対し、使用したダンプトラック等の借上げ費用の助成（上限20万円）	◆事前に申請があった集落と覚書を取り交わす	建設課 維持管理係 【内線282・283】
7	集落公民館を新築・改築・修繕するとき	尾花沢市分館(集落公民館)整備事業	集落公民館を新築、修繕する際の経費を助成 ①新築・改築の場合は、事業費の3/5以内（上限600万円） ②修繕等の場合は、事業費の7/10以内（上限200万円） ③耐震診断の場合は、事業費の9/10以内（上限13万5千円） ④エアコン設置の場合は、事業費の7/10以内（上限20万円）	◆他の補助制度による補助を受けた場合は、補助額を差し引く	中央公民館 地域振興係 【内線327】

8 集落や団体が地域おこし事業を
するとき 地域活性化事業交付金

- 基礎交付金事業
対象：各地区の地域振興会等
交付額：地区均等割60万円+人口割@100円
- チャレンジ事業
交付額：交付率80%、上限100万円
(人材育成、自然環境保全事業は100%)
- 地域除雪活動支援事業
集落内の除雪困難者宅などの除雪を集落内の組織が行うものについて①～③の合計額を交付。
 - ① 傷害・損害保険全額
 - ② 除雪機借上げ料5,000円/台
 - ③ 事務費：①+②の合計額の15%
- 集落公民館管理費支援事業
集落公民館の電気水道料基本料金の1/2を支援

◆市内コミュニティ団体等で元
気力向上のために行う地域活動
中央公民館
地域振興係
【内線327】